

## 川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

### ○開催日時

令和5年10月20日 午前10時～午前11時37分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（10人）

委員長 成川 幸太郎  
副委員長 石野田 浩  
委員 井上 勝博  
委員 森永 靖子  
委員 川添 公貴

委員 下園 政喜  
委員 森満 晃  
委員 阿久根 憲造  
委員 坂口 正幸  
委員 山中 真由美

---

### ○その他の議員（2人）

議員 宮里 兼実

議員 犬井 美香

---

### ○説明のための出席者

未来政策部長 古川 英利  
企画政策課長 下門 隆嗣  
市民安全部長 上戸 理志

市民安全部次長 遠矢 一星  
原子力安全室長 宮田 高敬

---

### ○事務局職員

議会事務局長 田代 健一  
議事調査課長 久米 道秋  
課長代理兼議事グループ長 上川 雄之

議事グループ員 森谷 瑞生  
議事グループ員 今吉 聖人

---

### ○審査事件等

#### ・ 審査事件

- (1) 陳情第8号 川内原子力発電所1、2号機の40年超運転を求める陳情
  - (2) 陳情第9号 川内原発の安全対策工事の不備についての陳情書
  - (3) 陳情第10号 使用済み燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設有無について説明を求める要請についての陳情書
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在、9名から傍聴及び写真撮影の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも随時許可します。

---

△陳情第8号 川内原子力発電所1、2号機の40年超運転を求める陳情

○委員長（成川幸太郎）まず、陳情第8号川内原子力発電所1、2号機の40年超運転を求める陳情を議題とします。

本陳情については、10月5日の本会議において陳情文書表が配付されておりましたので、陳情の朗読は省略いたします。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、陳情審査に入ってまいります。

当局から説明事項はありませんので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）まず、当局に対してお尋ねします。この陳情内容において、本市の基幹産業として雇用創出や地域経済の振興に、これまで大きな影響と貢献をいただいていたとありますが、このことについて、まず当局としてどのように捉えておられますか。

○企画政策課長（下門隆嗣）当局といたしましても、大きな貢献いただいている、経済効果に貢献いただいていると認識しております。

○委員（森満 晃）それでは、また年間を通して定期検査や安全対策等に関わる方々の本市における宿泊や料飲業など関係業種も多岐にわたると考えますが、原発関連の経済効果を入り込み数や金額など、具体的な数字で把握されておりますか、お示しできる部分がありましたらお答えください。

○未来政策部長（古川英利）今言われた経済、具体的な数値でということなんですけども、九州

電力に私ども確認している範囲の中では、2号機の定期点検の中で、定期点検期間中の最大人数で約500名の九州電力社員の方と2,000名の協力社員が従事されたと聞いております。そういう意味で宿泊等による経済的な影響といたしますか効果も出ているんじゃないかというふうに認識しております。

○委員（森満 晃）この陳情の内容の中で、また1、2号機が40年に到達し、仮に運転を停止した場合、関連業種の売上げ減少等の影響について懸念されるとありますが、本市において原子力関係の交付金であります電源立地地域対策交付金等について影響がありますか。

○企画政策課長（下門隆嗣）国から交付されます電源立地地域対策交付金におきましては、発電量というのが積算にございますので、影響はあると認識しております。

○委員（森満 晃）この交付金につきましては、今言われましたとおり生産地域の医療や介護の充実だったり、教育の向上あるいは地元産品の開発や普及等にも非常に貢献をいただいております。そうした中において本市においては、発電所の建設に着工された昭和53年から令和3年度までに累計で386億5,900万円の交付を受けており、令和3年においても13億4,600万円の交付を受けている。仮に運転を停止した場合には、この交付金についても影響が出るという理解でよろしいですかね。

○企画政策課長（下門隆嗣）そのように事務局も認識しております。

○委員（井上勝博）この陳情の中で「厳正な新規制基準をクリアし」というところに私は異論があります。これはもう今までもずっと言ってきたことでありますけれども、新規制基準どおりの工事をされていなかったという事実があるわけです。それについて、当局はどのような認識を持っているのか、この厳格な新規制基準が本当に守られているかどうかということについて、当局の考えをお聞かせください。

○市民安全部次長（遠矢一星）原子力発電所の審査につきましては、原子力規制委員会、原子力規制庁のほうが所管しておりまして審査をいただいていると思っております。まだこの運転延長に関しては、その結果というのが示されてお

りませんが、しっかりとした審査をしていただいているというふうに我々としては認識しているところです。

**○委員（井上勝博）** 具体的には火災防護対象ケーブル、これは後の陳情にもありますけども、火災防護対象ケーブルの系統分離が新規制基準どおりの設工認という申請をして、しかし工事をしていなかったという問題が発覚し、そのことはもうはっきりしているわけです。だから厳格な厳正な新規制基準をクリアしているということは、私は違うと思うんですが、当局はクリアしているというふうに考えているのかなんです。

**○市民安全部次長（遠矢一星）** 後ほどの陳情等も絡むんでしょうけれども、その問題につきましても、現在同等水準以上の基準をクリアしているということで、現に運転を停止するということではなく、継続運転もしております。現時点において、新しい規制基準にはクリアした上で運転が継続されているというふうに認識しているところです。

**○委員（井上勝博）** やっぱり当局の認識を改める必要があると思うんです。今度、設工認申請がされておりますけども、結局、火災防護審査基準とは違う対応であるわけです。同等水準というけども、系統分離ということと、周辺に物を置かない、燃える物を置かないということは全く違う問題ですよ。系統分離をするということと燃える物を置かないということとは全然違うわけです。

だから、私は、これは本会議の中でも新規制基準どおりではなかったということは認めていらっしゃるし、原子力安全協定の法令遵守にも触れているという答弁を頂いているので、これは陳情の中で言われているクリアしているということについては、そうではないということをはっきりさせておきたいと思うんです。

それから、「これまで大きな事故もなく」というふうに言っていますけども、大きなという抽象的な表現では、なかなか大きいのか小さいのか、それは主観的なものになるんですけども、事故はいろいろあったと思うんですけども、何か記憶があるものがあれば、ちょっと紹介していただけますか。

**○市民安全部長（上戸理志）** これまで人身に影響を及ぼすような、そういったもの、これまで

川内原子力発電所等でも起きております。そういった大きな事象に対しては、市のほうも安全対策について要請を行ってきております。過去において、これまでの長い歴史においてはそういう事象もありましたが、そのたび課題解決、そういったところも含めて対処しているというふうに認識しております。

**○委員（井上勝博）** おっしゃるとおりです。亡くなる、また重傷を負うという、大やけどを負うという事故がかつてあって、大きな事故がないというふうに言えるのかどうかと。これは人が亡くなったわけですから。だから私はそういう意味でも、ここは違うということを指摘しておきたいと思います。

**○委員（川添公貴）** あくまでもこれは陳情者の願意であって、その中で、る述べられていると思うんですけども、当局に聞く必要はないと思うんですけども、今の質問の答弁に対して、前段で「東日本大震災以降」と書いてありますよね。そのけがをされた時は確かブレーカーのショートによる大きな事故が1件あった、これは震災前だったと思うんで。震災以降、私の記憶の中では重大事故として規制庁に届けている事象は1件も発生していないですよ、たしか。

ですから答弁としては、ここの文面をしっかりと読んだ中で、そのような事象は起こっていないということを明確に答弁しないと、さもあったようなことを言われて、それがる通っていくというのはおかしいと思います。それはもう私の意見なんで。

この願意を踏まえたときに、延長をしてほしいという根拠論が書いてあって、それは理解するところであります。止まってしまうと長発部分の交付金等が来ないとか、それは理解しているんですけども。ただ、一つお聞きしたいのは、原子力規制委員会において審査がもう済み了吗か。それを、私は自分は分かっているんだけど、公式に結論が出たということ把握されていますか。

**○原子力安全室長（宮田高敬）** 原子力規制委員会のほうでは、20年運転延長の審査については審議がなされておりましたけれども、一応技術的部分については収束されたということで、一定程度のそういう新聞記事等がございますけれども、確実に終了したということでは、まだなされ

ていないと認識しております。

○委員（川添公貴）ですよね。先だって補正が出されたんですけども、補正は多分字句の修正、字句の修正がほとんどだったと思っています。技術的な面については全て終了して、それに合わせて字句の修正の補正が出されたというのが今の現状の段階ですよね。最終的には結論はまだ出ていないということなんで。

この陳情の中において、「原子力規制委員会の審査において認可がされた後には」と書いてございますので、ここで自由討議にちょっとしていただきたいと思うんですけども、この規制委員会の審査において認可された後ということについて、ちょっと討議させていただきたい。

○委員長（成川幸太郎）ただいま自由討議の声がありますが、自由討議は論点を明らかにして行うこととなっておりますので、どのような論点で自由討議を行いたいのか具体的に御説明を。

○委員（川添公貴）今言ったように「審査において認可された後」ということに書いてあるんで、そこに焦点を置いて議論すべきだろうと思っています。よろしいでしょうか。

○委員長（成川幸太郎）どうぞ。

○委員（川添公貴）現段階において、科学的知見、それから専門性をもってして、原子力規制庁及び原子力規制委員会が審査の過程にあるわけなんで、我々素人が技術的な面をどうこうというのはなかなかできない。規制委員会において専門的知識をもってして、結論が出された後に市民の代表としての意見を述べるべきだろうと思っています。

ですので、現段階において、経済的効果とかそれはもう全て何十年も経っているので、全て分かっていることなんで。ただ、それらを踏まえて延長について、規制委員会がどう判断するかをもってして、我々は議論すべきだろうと思っています。ですので、現段階においては、これ以上の審査というのはなかなか難しいと思います。ですので、原子力規制委員会の結果をもってして、もう一回審査をすべきだろうと思っているのが1点。

それから、3号機の、再起動のときもそうでしたけれども、原子力規制委員会は出向いて説明をしたいということを言っていますので、我々が傍聴に行ったとき、あのときの委員の発言の中で、

我々も出向いてちゃんと説明をしたいということを書いていってしまっていましたので、結論が出た時点において、我々委員会として質問項目を絞って規制委員会の皆さんに来ていただいて説明を受けた後に、我々としては判断すべきだろうと思っています。そのような方向で進めていかれることを私としては希望しています。

○委員長（成川幸太郎）ただいま自由討議の最中ですが、ほかに自由討議で御意見のあらわれる方いらっしゃいますか。

○委員（井上勝博）今、川添委員のほうから言われたのは、私も結論としては同じように今日結論を出すということは早すぎると思うし、やっぱり規制委員会がどういう結果を出すのかということも見定める必要があるというふうに思います。

同時に、規制委員会に対する参考人として来ていただくということについても、私もお聞きしたいことがありますし、併せて九州電力からも参考人として来ていただきたいと思います。

○委員（川添公貴）そもそも論なんですけれども、この20年延長に関しては地元の同意は要らないんで、要らないんですよね。安全協定の中で地元との信頼関係を築きながら運転していくというのがあるわけなんで、そこにあるということが一つ。正式な申請書をもってして原子力規制委員会が可か非か定めるわけですけども、それを踏まえてやるとするならば、原子力規制委員会がどういう理由でその結論を出したのかということをお我々は聞くべきだろうと思っています。

ですので、原子力規制委員会が出した結論に対して、どういうことだったのかということを知ることが重要であって、九電さんに何を聞くか、出された書類を見れば分かることなんで、まずは規制委員会だけを焦点に絞ってやるべきだろうと思っています。

それから、この陳情に対して結論を出すのが時期尚早ということではなくて、出せないで我々としては。国の機関がいろんな指数を示していない以上、結果を出していない以上は我々としてはまだまだ出せないということなんで、現時点では規制委員会の判断を待つということで、先ほど言ったようなことを手順としてはやっていくべきだろうと思っています。

○委員（井上勝博）なぜ九州電力にお聞きした

いのかと言いますと、国の厳正な新規制基準をクリアしていないから、私はそれを言いたいわけです。なぜしていないのかということをお聞きしたいわけです。だから、私はこの陳情との関係で参考人として呼んでいただきたいということです。

**○委員（森満 晃）** 今も、るるありましたように川内原子力発電所の1、2号機の運転延長については、現在審査は進められているということで、今後何らかの判断が出た場合には、速やかに規制委員会、規制委員会が難しいようであれば規制庁の職員でも、この運転延長にかかる至った経緯について説明を求めたいと思いますし、またこの陳情者についても参考人として呼んでお聞きするのも当然かなと思っております。

**○委員（川添公貴）** 自由討議ですので、るる今お二方の意見を聞いているんですけれども、現段階において今日の時点で、今日の時点においては、これは一応継続をせざるを得ないだろうと思います。その後に手順として、動きがあったときに委員会を開いて、どのような措置をするのかという手順に委員長として持っていかれるように希望したいと思います。これについては本日はそういう形で、けりをつけたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○委員（阿久根憲造）** この陳情が、そもそも市内の産業の振興だったり経済の振興を図るための陳情でありますし、原子力発電所の技術的な安全性基準などは、東日本大震災以降で非常に厳しいものとなり、新しい規制委員会は厳正に審査するというふうな形になっておりますので、安全面、技術面のところは、やはり国の機関以上に審査をできるところは国内にはないと思いますので、あくまでも陳情の意図に沿って判断はしていきますけれども、川添委員も言われるとおり我々が決めるという問題でも、そのところは延長の可否というはあると思いますので、慎重に対応していきたいなというふうに感じます。

**○委員長（成川幸太郎）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（成川幸太郎）** それでは、意見が尽きたようですので、自由討議を終わります。

参考人招致については、後ほどお諮りをいたします。

**○委員（井上勝博）** 自由討議が終わったわけですが、ちょっとまだ当局にお聞きしたいことがあるんですけど。

**○委員長（成川幸太郎）** それでは、質疑に戻します。

**○委員（井上勝博）** 先ほど川内原発の経済、雇用創出、地域経済の振興に大きな影響があるということについては、市としても同意できるというお話でした。

ただ、今日のところは何か数値的なものがそろっているわけではないというお話なので、前は地元の人たちを何人雇用しているのかとか、そういうデータが出ていたんです。だから、そういう詳しい、どういう経済効果があるのか、また雇用効果があるのか。

それから、私、ちょっと思っているのは、一方で、かつて観光にはあまりよくなかったなという声も聞いたことがあるんです。それはなぜかと言うと、観光客が宿泊しようと思っても、結局、作業員の方々がほとんど占めてしまって泊まれないというようなことで、観光としての発展には支障があったというお話もあるわけです。

だから、私は決してメリットだけじゃなくて、地域振興という点でもデメリット面もあったんじゃないかなと思うんです。そういったことも含めて、少し当局として、この川内原発の雇用創出、地域経済の振興について、少し多角的な、多面的な意味での資料の提出というのがあったらいいかなと思うんですけども、ぜひそういう資料提出を次回出していただければありがたいと思います。が、委員長お願いできないでしょうか。

**○未来政策部長（古川英利）** 多面的な分析のデータというものの用意がどこまでできるかということがあります。

それと、あと宿が取りにくいという部分の御指摘は、大まかには大体我々も定期点検の影響があるというのは十分認識はしておるんですけど、市内の製造業の大きい工事があったりして、それだけではない部分もあるというのでも聞いたりしているものですから、この肌感覚の部分の話になって、なかなか資料にしづらい側面があります。

ただ、今言われたような、今の経済効果の出せるものについては、ちょっとまた検討してみたいと思います。

○委員（井上勝博） その際、原子力発電所があるおかげで、例えば平均所得が上がっているんだと、ほかの市よりも上がっているんだとか、そういう他市等と比較して、実際その効果が本当に現れているのかどうかということも、そういう資料も出していただければありがたいと思います。

○未来政策部長（古川英利） 御要望なので検討はさせていただきますが、一般的に経済の関係で連関表を使った分析とかあるんですが、薩摩川内に特定した影響の出し方は非常に難しい部分もあります。

あと、その評価につきましては、学術的な部分もありますので、ちょっと近々にすぐ提出というのは、なかなか難しいのではないかと考えております。

○委員長（成川幸太郎） 出せる範囲で出してもらうということは可能ですか。

○未来政策部長（古川英利） 検討はさせていただきます。頑張ってみます。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 意見は尽きたようですので、以上で、陳情第8号について質疑を終了いたします。

それでは、本陳情の取扱いについて協議したいと思いますが、御意見はありませんか。先ほど継続審査ということもありましたけど、含めまして。

○委員（森満 晃） 継続でお願いします。

○委員長（成川幸太郎） ただいま継続審査を求める声がありますので、お諮りします。本陳情を継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議なしと認めます。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

この本陳情に対しまして、参考人招致を求める声もありましたので、このことについて何か御意見はありませんか。

○委員（川添公貴） 継続をしましたんで、先ほども何回も言いますが、ある一定の目安が立った時点でどのような方向性を見出すかというのは、もう一回委員会を開いて、その時点で決定すべきだろうと思います。現時点でどうこうと

いうことはちょっと判断しづらいので、ある一定の目安がついた時点でもう一回委員会を開くべきだろうと思いますので、本日はその部分については流したほうがいいと思います。

○委員長（成川幸太郎） 先ほど参考人招致について規制委員会もしくは規制庁ということと、井上委員のほうから九州電力さんと呼んだらという話がありましたけれども、参考人招致としてどこを参考人として呼び出すのかということについては御意見ありませんか。

○委員（川添公貴） 今私が言った意見は、事が進んでいないのでまだ。ですので、そのことがきちっと進んだ時点でどうすべきかということをもう一回委員会を開いて、その時点でどこどこ、先ほど森満さんは陳情者さんも呼びたいというようなこともおっしゃっていたんで、どこをどうするのかというのはその時点で判断をして、なおかつ参考人として呼ぶ場合は、何について御意見を述べていただきたいということを通知しなければいけませんので、その時点でやりましょうかね。今日の時点でどこを呼ぶとかという話はなしにしておいて、次回ある一定のことが目安が立った時点でもう一回委員会を開くわけだろうと先ほども言いましたので、私はその方向がいいと思います。

○委員（井上勝博） 規制委員会が延長運転の審査の結果を発表する前でも、それは聞くべきところというのは結構あると思うんです、やっぱり。九州電力としての認識、それから規制委員会として、本当にこの検査の部門でどのような、私は見落としてもあったと思いますけれども、そういった問題も含めて参考人として呼んでいただきたいと思います。

○委員（森満 晃） 現在、原子力規制委員会において審査が進められておりますので、何らかの判断が出た場合には、やはり速やかに規制委員会あるいは規制庁のそういう説明、運転延長に係る判断に至った経緯等について説明を求めるべきだと思いますので、ついては、しかるべき、川添先生も言われましたけど、しかるべき時期にそれなりの参考人招致ができればと考えますけど、いかがでしょうか。

○委員（井上勝博） しかるべき時期にお願いしたいと思います。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見ござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（成川幸太郎）** 御意見は尽きたと認めます。

参考人につきましては、今、川添委員や森満委員からもありましたように、どこを参考人として、この第8号について呼ぶかということについては、次回、委員会を開催して決めていきたいと思います。

以上で、本陳情の審査を一時中止いたします。

---

△陳情第9号 川内原発の安全対策工事の不備についての陳情書

**○委員長（成川幸太郎）** 次は、陳情第9号川内原発の安全対策工事の不備についての陳情書を議題といたします。

本陳情につきましては、10月5日の本会議において陳情文書表が配付されておりましたので、陳情の朗読はまず省略いたします。

（巻末に陳情文書表を添付）

まず、当局に説明を求めます。

**○原子力安全室長（宮田高敬）** 今回の陳情で取り上げられております原子力発電所の火災防護対象ケーブルの系統分につきましては、これまでも一般質問等で御説明させていただいておりますが、1点だけ、陳情書の下記の6番目、安全協定違反による市の立入調査につきましては、本件の事象が本年8月23日に原子力規制委員会開催されておりますが、この中で、現状におきましても火災感知器や自動消火設備の設置などにより安全性が確保されており、安全確保の機能等への影響が限定的かつ極めて小さなものであると報告されていることなどから、市の立入調査については現在考えていないところです。

**○委員（森満 晃）** 今、安全対策工事の不備について当の委員でもあります井上委員からも、これまで一般質問等において火災防護対象ケーブルの系統分離について質問されております。

今、当局からも答弁がありましたように、一般質問においても、市長のほうからは、事業者は是正措置として火災防護審査基準に基づく設備対策を行うが、完了までにはそれと同水準の対策で対応されると。市としては、引き続き、国には厳格な監視と指導を九州電力には安全確保を最優先と

して対応を求めていくという答弁も頂いているわけなんです。

今、当局として随時答弁をされて認識しておるんですが、改めまして陳情項目の2の対象の電線管の周囲に可燃物の配置しない等の運用を組み合わせた設置と火災防護対象ケーブルの系統分離がどうして同等水準の対策になるのかについて、陳情者は原子力規制委員会に説明を求める内容ということですが、当局としてこのことについて、新たに把握している内容がありましたら説明いただきたいんですが、いかがですか。

**○原子力安全室長（宮田高敬）** 火災防護審査基準におきましては、火災の影響、軽減を考慮しまして、互いに相違する系統の火災防護対象ケーブルに対して三つの項目、まず一つ目が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離する。二つ目が水平距離が6メートル以上で、かつ、火災感知設備及び自動消火設備の設置。水平距離間には仮置きも含めて可燃物が存在しないこと。三つ目が1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離かつ火災感知設備及び自動消火設備の設置をすること。これらのいずれかの火災防護対策が要求されております。

今回の変更におきましては、これらの運用面と設備面を組み合わせた対策を取ることとされておりましたので、このことから同等水準の対策と考えられるということで認識しております。

**○委員（井上勝博）** 同等水準ということを言いますが、系統分離というのはあくまでも一方のケーブルに火災が起きて事故が起きたときに、もう一方は必ず安全が保たれるということなんですよ。それが系統分離という意味ですよ。

ところが、可燃物をそばに置かないというのは、一方のケーブルが火災で駄目になったら、もう一方のケーブルも駄目になる可能性があるということであって、どうして同等水準なのかというのが私は理解できないんですよ。説明できますか。

**○市民安全部次長（遠矢一星）** これは一方の系統が火災が起きたときに、もう一方の系統が必ず生き残らなければならないではなくて、耐火能力、何時間耐えなさいとか、そういった形の系統分離になります。これまでも御説明はしてきていると思うんですが、そもそも難燃性のケーブルを使っていること、それぞれ系統分離をした上で電

線間でそれぞれを覆っているということ。

それから火災感知器や消火器はもともとついていますが、今回それともう一つはそもそもその区間の下には可燃物がないということで、ただし、いろんな工事で可燃物等を持ち込む場合、動力を持ち込む場合等もありますので、そういったときには監視をつけるという形で、ハード面とソフト面の対応を組み合わせた形で現在行われると聞いております。

**○委員（井上勝博）** 同等水準だから違う対応をしているわけですね。同等水準というのは違うということと言っているわけなんです、最終的には当初の設工認どおりの工事をする事になっているわけで、やはり現状では現在設工認申請している工事というのは、最終的なものよりもリスクは高いと。火災のリスクが高いとか重大事故に至る危険性が高いということは言えるんじゃないですか。そこははっきりする。それがあるからこそ最終的には設工認どおり、当初の設工認どおりにするんだと言っているわけでしょ。そういうことなんですよ。

**○市民安全部次長（遠矢一星）** そもそも要求されているのは、火災の影響を軽減するための措置を講じることということになります。その上で、そこに対してのアプローチというのは、どういうアプローチをとっても構いません。こういった形の工事をしなければならないとか、そういったものは一切ありませんので、それぞれの事業者が設工認の中で記載をして審査を受けていくわけなんですけれども。

もともとこの区間については、最初の設工認の中では、先ほども言いましたとおりいろんな対策ができていますので、事業者としてはその部分については対策を取る必要がないという誤った認識があったということで、細かくその部分についてどういう工事をしますというのは書いてなかったんです。

ですので、今回の5月に出しました新たな申請において、こういった対策工事をしていきますというのを今審査を受けている最中ですので、そこが審査が終わりましたら、そこに設工認に書かれた記載どおりで今後工事を進められるというふうに認識しているところです。

**○委員（井上勝博）** 前回、こういったところは

きちっと聞いておいたほうがいいと思うんですけども、今の話だと同等水準であるから、最終的な当初の設工認どおりの工事をしなくてもいいというふうに考えているのかなと思うんですけども、そうじゃないんでしょう。やっぱり最終的にはしないといかんわけでしょう。そこはどうなんですか、当局はどう考えているんですか。

**○市民安全部次長（遠矢一星）** 先ほども申し上げましたが、当初の設工認の中では、その区間についてはもともと対応ができていますので、何ら工事する必要がないという誤った認識の下、具体的にこういう工事をしますというのは記載されておりませんでした。そこについて今回議論となって、新たにこういう対策工事をしますというのを、新たにまた5月に申請されて、今それを審査を受けているところですので、そちらのほうの審査が終わりましたら、それに向けた工事が進められるというふうに考えているところです。それまでの間は先ほども言いましたハード面とソフト面の両方の対応で、今対応されているというところになります。

**○委員（井上勝博）** だから今の話だと、そういう認識であったから可燃物、それなりに火災が起きても安全対策はしているから必要なかったんだと、必要ではないという認識だったんだということなんだけど、しかし原子力規制委員会から指摘を受けて、やっぱり自分たちの認識が間違っていたと、やはり今のままではまずいんだと、だから系統分離の工事は必ずやりますというふうに言っているわけでしょう。

ということは、やはりリスクとしては、当初の設工認どおりの工事をしていることよりもリスクはあるわけでしょう。そういう認識はないんですか。

**○原子力安全室長（宮田高敬）** 現在、現時点で認可を受けた計画と整合していないということで、今、工事がなされていない状況ではあるんですけども、それと同等水準の運用面の形で、安全性については一定程度の安全性が保たれているということで、原子力規制委員会の中でも確認はされているところです。

**○委員（井上勝博）** だから答えていただきたいんですけども、そしたら今言われたとおりならば、当初の設工認どおりの工事はする必要がない

わけですよ、同等水準でも安全性が確かめられているんだから。ところがやるんでしょう。最終的にはやっぱり、系統分離をせんにゃいかんという認識になったわけでしょう。やっぱり安全上で言ったら、より安全なものにしようとしているわけでしょう。

だから今の設工認どおりの運用の組み合わせとの処置では十分ではないということではないんですか。そこを聞きたいわけですよ。十分ではないから、当初の設工認どおりの作業をするわけでしょう。違うんですか。

**○市民安全部長（上戸理志）** 今、井上委員から指摘があった規制委員会と言われているので、その指摘をされた規制委員会が中を審議した上で、今回は重要度、深刻度も軽微なものというそういう評価がされておりますし、同等水準がなされているという評価をしたのが、これも規制委員会でございます。

**○委員（井上勝博）** いや、それは分かるけど、当局の認識がどうなのかということを言っているわけですよ。だから、別に安全上、今申請している設工認申請どおりの工事をすれば、同等水準なんだから、あとはやる必要はないという認識なのか。やっぱり最終的には当初のとおり系統分離をすべきだと考えているのかですよ。どうなんですか。

**○市民安全部長（上戸理志）** 同等水準の措置を取っているということ、こちらについては我々の安心材料にもなっていると思います。この後についてのその審査、それから手続等については、これ規制委員会のほうで決められることですので。

**○委員（井上勝博）** いや、もう本当に新規制基準というのが一体何なのかということが本当に根本的に問われてくるわけですよ。原発の安全性が確保されているということは言えない。それをはっきり言っているわけだけれども、しかし新規制基準という厳しい基準に基づいて工事がされておるわけだから、皆さん安心してくださいというふうに言っているわけじゃないですか。当局もそういう認識なんでしょう。どうなんですか。

**○市民安全部長（上戸理志）** 全く措置がなされていなければ、これは問題だと、これは私も一般質問、本会議場でもお答えしました。同等水準の措置が取られているということでございます。

これを規制委員会のほうも審査して、そういう方針、報告を出しているところでございます。

**○委員（井上勝博）** じゃ、別の質問をしたいんですけども、この電線管部分が系統分離されていなかったということですよ、電線管部分。ケーブルトレイとかはやったけど電線管部分がやっていたなかったと。これはかなりの長い1.何キロの長さの部分なんですけど。

〔「1.10メートル」と呼ぶ者あり〕

**○委員（井上勝博）** 火災防護ケーブルの中の電線管部分というのは何割を占めているんですか。そういうのは分かりますか。

**○原子力安全室長（宮田高敬）** 割合では把握しておりません。

**○委員長（成川幸太郎）** 井上委員、ちょっとほかの人も。

**○委員（井上勝博）** すいません。ちょっと最後。つまりそういう割合も分かっていないわけですよ。だからほとんどかもしれないですよ。火災防護ケーブルの対象となる、火災防護対象ケーブルの中の9割が電線管部分かもしれないですよ。その9割は系統分離をするというのはやってなかったという問題は、私は重大だと思うので、何割なのかというのはちゃんと聞いておいてください。

**○委員（森満 晃）** この陳情者は堀切さんなんで、まず堀切さんの陳情の内容に沿って、ちょっと質問をしていきたいと思います。

この陳情項目3において、今問題になっている陳情項目の2について、事業者の責任についての説明を求めているらっしゃるわけです。これについて規制委員会のほうでは、その規制処置として、事業者は状態報告として登録・審議し、設備対策と同等水準の運用を組み合わせた対策を実施することとしていること。施行人及び保安規程への変更を申請し、基準適合に向け対応していること。また、不適合な原因分析を踏まえた是正処置等を実施していることからの要件を満足するため、満たしているため違反等の通知はしないという規制委員会が出されております。このことについて、当局としての認識はいかがですか。

**○市民安全部次長（遠矢一星）** 今御説明いただきました報告書のとおり、規制委員会のほうでもその対応について確認されて、これについて、規制基準の中でどういう基準に満たしているのか

どうかというのをしっかり審議された上で、このような形で審査結果が出ておりますので、審査をされた結果として我々も認識しているところです。

**○委員（森満 晃）** そうしますと、この陳情項目4において、現在稼働中の原子力を止めて申請どおりの工事を行うよう強く求めるようにとありますが、これは県に対してだとか、それとも本市から規制庁に要請しなさいということなのか、その辺がちっと理解が分からないんですが、当局としてはどのような認識をお持ちですか。

**○市民安全部次長（遠矢一星）** ここにつきましては、陳情者の願意というか分かりませんが、市としましては、原子炉の運転停止について判断されるのは原子力規制委員会、原子力規制庁だと考えておりますので、これについて我々のほうで停止を求める考えは今のところ持っておりません。

**○委員（森満 晃）** そうしますと同じく陳情項目6についての設工認申請について、改めて総点検をする必要があるんじゃないかということです、これについてもやはり規制委員会の判断という認識でよろしいですか。

**○市民安全部次長（遠矢一星）** これにつきましても原子力規制庁と事業者の中で協議されるべきものであると考えております。

**○委員（川添公貴）** これは堀切さんが出された陳情については、願意とそれから求めているところが若干違うような気もするんですけれども、以下について求めるよう陳情するの中で、2番目の火災防護対象ケーブルとの系統分離がどうして同等するのか。今答弁されたようにきちっとその対策はされているということであって、1号機において540メートルぐらいでしたっけ（12ページの発言により訂正済み）、**そ**の対策をしなければいけないところが。

それからトレイについては耐火基準を満たしているということやってなかったということであると思うんですけれども、規制委員会はその点についてどのような判断をしたのかということについては、先ほど部長が答えられたように報告事項であつたら緑であるということを示されているわけですね。これは規制委員会の意見ですね。この件に関しては十分理解して説明を求めることとなっているんだけど、ちゃんと規制委員会とし

ては資料として配布をされていますよね、この件に関しては。こういう結果でしたということ、事象と結果が出ていますよね。それもう一回確認、出ているかどうかを確認したい。

それから、これはタービンのモーターの後ろのケーブルのところだと思うんですけども、そのところが約740メートルともう一方が400何ぼだったかな、違うんだと思うんで、そこについてはそのような認識の違いであつたのを是正して、申告ではここもしなきゃいけないということであつてしなかった、それは認識の違いであつたということになっているんですけれども、それらも含めて緑であつたということですね、報告書の中は。そこを確認したいということ。

しいて、結論から言わせていただくと、管理区域に大きな影響を及ぼすような事象であるかということですね、問題は。だから管理区域に影響を及ぼさないような部所であつて、そこにも防火対策がされているということは、原子力規制委員会も認めているというふうに私も思っているんですけれども、文書でそのように回答されているかどうか、ちょっとそこだけ教えてもらいたいと思うんですけれども。

**○原子力安全室長（宮田高敬）** 原子力規制委員会が本年3月29日に行われました。その資料の中でも九州電力の中で系統分離が必要な火災防護対象ケーブルの電線管の物量ということで、1号、2号、それぞれ約540メートル、2号が740メートルということで公表はされております。

また、この中で現時点におきましても、系統分離の成立性については、難燃ケーブルの使用や火災感知設備、また自動消火設備の設置、持ち込み可燃物の管理などの対応をしているという見解を事業者が持っているんですけれども、これについては火災防護に係る一定程度の安全性は確保されているということで確認されているということで、委員会の中で報告されております。資料も公表されております。

**○委員（井上勝博）** ここで書かれてあるように、玄海原子力発電所では推定原因も含めた資料を鹿児島県という専門委員会みたいなところに提出しているようなんですけれども、私はこの問題は安全かどうかという問題について私は分らんわけ

ですよ、それは、現場に行っていないわけだから。分かんわけです、そんなもんは。そうじゃなくて、なぜ自分たちが申請したとおりの工事をしなかったのかと、そのことについて指摘されてからしもうたという話ですがね。そしたら、謝罪するのは当たり前ですよ、まず。新規制基準どおりの設工認どおりの工事をしておりません、大変申し訳ありませんでしたと。まずそれはある。

そして、なぜそうなったのかということの原因を明らかにすると。県民に対して二度とこういうことがないようにいたします。ただし、時間がかかるからもう少し待っててくださいというのは分かりますよ。それが普通じゃないですか。それを何か県民に謝罪とかするなどをしましたか。してないでしょう。したと思いますか。どうですか。

**○委員長（成川幸太郎）** 井上委員、質問していただくのは結構なんですけど、陳情に対する審査ですので、陳情をどう取り扱うということなので、あまり一般質問的な質問にならないようにしてください。

**○委員（井上勝博）** ただ事態は、そんなに軽いものじゃないと私は思うんです。設工認どおりにしていなかったという問題は軽い問題じゃないですよ。新規制基準に基づいた設工認の申請だったわけですからね。新規制基準というのは、言わば国民、県民に対する公約ですよ。私たちはこの基準を守って頑張りますと。どんなことがあってもこの基準を守るようにしますという公約だったわけ、それをできなかったわけです、できていない、していないということについて、謝罪がないということについて、まずここにも書いてあるんですよ。謝罪してないという問題が。

**○委員長（成川幸太郎）** 陳情項目にありますか、記のところに。一般論としては書いてあるんだけど。

**○委員（井上勝博）** 一般論として。

**○委員長（成川幸太郎）** 陳情項目のところに主にやってもらいます。

**○委員（井上勝博）** いやいや、謝罪の問題ちゃうのは大事な問題だと思うんですけど、まず確認したいんです、当局には。謝罪したんですかって、九州電力は。確認したいんです。しましたか。

**○市民安全部長（上戸理志）** 従来から求めている丁寧な説明、そういった中で、今回井上委員

も出席された中で、そういった丁寧な説明が市の原安協等の中でもされたと思っております。

それから、県民全部に対して、今我々の協議会というのは市の中心の方たちが参加されている協議会ですので、そういった中で丁寧な説明がなされたというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 何で言葉をすり替えちゃうのかなと思うんですよ、謝罪をしましたかと聞いているんですよ。

**○市民安全部長（上戸理志）** 我々含め今回のこういったことについては御迷惑をおかけしていると、そういった謝意、そういった言葉というのは受け取っております。

**○委員（井上勝博）** それじゃ十分じゃないと思うんですよ。御迷惑をおかけしましたということじゃなくて、そうじゃなくて、新規制基準を守りませんでした、守っていませんでしたということの意味ですよ。そういう工事ができていませんでしたということについての謝罪、そしてこれからどうするのかという問題について市民に、さっきの新規制基準というのは出ましたけれども、市民にちゃんとそういうホームページなり何なりでやっていますか、規制委員会が出している報告書はありますよ。

**○委員長（成川幸太郎）** 井上委員、その件については違う形で質問を。陳情の7項目に関する。

**○委員（井上勝博）** いやいや、あるかないかを確認しているだけなんですよ。

**○委員長（成川幸太郎）** 陳情の7項目に関する要望が、陳情が出ているわけですから。その件について、7項目について、問い合せて。

**○委員（井上勝博）** だから答えがないから謝罪なんかしてないんだということだと思うんですが。それで、なぜ後になって分かったのかという問題ですよ。なぜ検査をすり抜けることができたのかということなんです、その点については、当局は何か九州電力から説明を受けていますか。

**○市民安全部長（上戸理志）** 経緯も含めて、先ほど川添委員からもございました原子力規制委員会の資料、公表されている資料についてありましたので、ですから認識が異なっていたということが大きな一つの要因になっております。そういったものも含めて、報告書のほうは原子力規制委員会の報告にも出されておりますし、それから

九州電力もこの件については公表しております。さらには先ほど申し上げました市の原子力安全対策連絡協議会、これ井上委員も御出席いただいておりますが、そういった中でも公表しているところでございます。

**○委員（井上勝博）** やっぱりあまりにも軽く見過ぎているから言っているんです。新規制基準というのを一生懸命言っておって。それで、検査は原子力規制委員会が検査したわけでしょう。だから、主要な検査のときになぜ分からなかったのか、原子力規制委員会に説明を求めることというふうになっているわけであって、それについては何か当局は情報はあるんですか。

**○委員（川添公貴）** 今の質問に対して当局はずっと答弁しているようで、私が答弁する必要はないと思うんですけども、原子力規制委員会が出している事象の説明という欄にちゃんと記載されておまして、訂正させてください。さっき1号機は740メートルと言いましたけども、これ1号機は540で2号機は740。これ訂正させてください。（11ページで訂正済み）

その中で、この対象物に対して2種類の感知器が設置されて消火設備が設置されていたことが確認されていて、事業者が火災防護対策の施行に係る設計関係の管理の活動状況を確認したところ、新規制基準適合性審査において系統分離対策の基本設計方針を定めており、これに基づき火災防護対象ケーブルが収容されているケーブルトレイ及び電線管を特定したと。しかしながら、火災防護対象ケーブルが収容する電線管は火災防護対策が論点とならなかったことから確認ができなかったということで、言わば錯誤があったということで実証がされて、それを修正したので最終的には緑として評価をしたということが結論づけられているんですよね、文書の中で。間違いないですよね。

これはちゃんとネット上でもホームページ上でも公表されていますよね。だからしっかりと説明責任を果たしているんで、そこ辺をしっかりと答弁していただければありがたいと思うところですよ。私が持っている資料じゃそう書いてあります。

**○委員（森満 晃）** 今るる川添委員あるいは井上委員から説明がありまして、それぞれの規制委員会においても正式に文書として記載はされてお

るということで今確認はできました。ただ、この陳情者の堀切さんとしては、実際に規制庁なりあるいは九電から直接聞いてくれと、説明をしてくれということで、実際に来ていただいて、九州電力は九州電力なりに、また今こういう状況ですのできちっと説明をされると思うんです。ですので、きちっとそういった形でしかるべき時期に来ていただいて、このことについても陳情者を含めてしっかりと説明していただくほうがいいのかなと私自身はそう思います。

**○委員（川添公貴）** 陳情者は陳情に対しての願意を述べるだけであって、陳情者がどこどこに対して聞くということとはできないですよ。できない代わりに我々はこうやっていろんなことを聞くんであって、この件に関しては、大体井上さんが委員会も含めて6回程度質問をされているのかな、数えてはいませんが。

それでもなお納得しないのであることが一つ、これは自由です。それからここに書いてある求める陳情の内容が、先ほど言いましたように原子力規制委員会において全て説明が尽くされていると私は理解しているんです。それ以上のことを求めるとするならば、本人が直接出向いていかれて聞くというしか手がないと思います。

ですので、個人的な意見なんですけれども、7番目です。他にも設工認申請どおりの工事をしていない箇所がないか総点検をする。これは悪魔の証明であって、通常悪魔の証明というんですよ、これ。ないやつを探せというんだから。これは難しい証明で、例えを言って申し訳ないんですけども、宇宙人がいないことを証明しなさいというのが悪魔の証明なので、なかなかこういう陳情も難しいと思います。

ですので、これらの1番から7番も含めてですけども、これら全て大体原子力規制委員会の中の報告書に全て網羅されていると私は感じているところです。ですので、先ほど言いましたように論点としては、陳情者はこの願意についてのみ述べることはできないということが一点。その代わりに我々はこうやって聞いて証明したということ。それを一生懸命やっているのが井上さんであって、それで納得されるかどうかは別です。

この件については、もう全てが説明され尽くしているというのが私としてはそういう考えであり

ます。

○委員（井上勝博）説明され尽くして、おお、なるほどと、さすが九州電力やなと思ってないから言っているんですよ。

〔発言する者あり〕

○委員（井上勝博）そうじゃないですよ。だって新規制基準どおりやってなかったということは事実としてはっきりしているわけです。市民には新規制基準どおりにやっていると、工事をしていると、それをやっていなかった。その原因は認識違いでしたと、私たちは勘違いしていましたという話です、あれ。そんな勘違いして、自分たちが出していた申請を勘違いするというのはあり得ないですよ。そんな言い訳だと思います、勘違いというのは、認識違いというのは。

だから、私はそういう認識違いだと思われる、疑われるところは全部点検しなさいと、そういうことがここに書かれてあるんだと思います。だから何も悪魔の証明をしてくださいということ言っているわけじゃないですよ。やっぱり重大な問題ですよ。

○委員（森満 晃）これは井上さんの陳情ではないので、陳情者は堀切さんですので、一旦堀切さんと呼んで陳情の中身を聞いて、それから九州電力なり、またそれなりの説明を頂くのが私はもう大事なかなと思います。

○委員長（成川幸太郎）ただいま森満委員から、本陳情に関して堀切時子さんの参考人招致を求める声がありましたが、本陳情を引き続き審査する取扱いになった場合にお諮りしたいと思いますので、その際に改めて参考人招致の意見を出してくださいをお願いします。

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で。陳情第9号について質疑が終了しました。

それでは、本陳情の取扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（井上勝博）継続をお願いします。

○委員（川添公貴）採決をお願いします。

○委員長（成川幸太郎）ただいま、継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査につ

て起立によりお諮りします。

それでは、本陳情を継続審査することに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成川幸太郎）起立多数であります。よって、本陳情は継続審査することに決定しました。委員長において議長へ継続審査の申出をいたします。

ここで、陳情第9号に係る審査を一時中止します。

ただいま、参考人招致を求める声がありましたので、このことについて何か御意見ありませんか。

○委員（井上勝博）陳情にありますように、九州電力と原子力規制委員会の両者も参考人に来ていただきたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）2者ですか、井上さん。ちゃんと教えてください。

○委員（井上勝博）堀切さんと九州電力と原子力規制委員会、3者です。お願いします。

○委員長（成川幸太郎）今、井上委員から陳情者の堀切時子さん、原子力規制委員会、九州電力の3者を参考人招致すべきということで意見がありましたけど、何かほかに御意見ありませんか。

○委員（川添公貴）そもそも陳情を審査するのに、まずは継続するということなんで、堀切氏を呼んで願意について聞くのはいいと思うんですけども、その願意を聞いてからでもいいんじゃないかと思うんです。

先ほど意見を言った中で、規制委員会としては公表しているんで、あれ以上のことを何を聞くかです。参考人招致をするときは先ほども言いましたように、何について聞きたい。ただ呼ぶというのはないんで、何について聞きたいということをも明記しなきゃいけないんで、呼びたいとおっしゃった方は、何と何についてしっかりと項目をつけて呼ぶということを言っていたかかないと、賛同する気持ちにはちょっとならないです。

○委員（井上勝博）まず九州電力については、認識違いというのはあり得るのかという問題についてはお聞きしたいところです。どうして認識違い。詳しいことを書いていなかったから認識違いでしたというのはおかしいですよ。自分たちは申請したわけだから、詳しいことを書いてなかったら系統分離をすべきだったわけですよ。具体的

にここは系統分離ができないので、ここはどうしますとかいうのは詳しく書かなかったのは九州電力なわけですから。だから、そういう点では認識が違いましたというのは私は納得できない。それをちゃんとお聞きしたい。

それから規制委員会については、特になぜ使用前検査のときに分からなかったのかということ。それから同等水準の対策というのは、どうして系統分離と燃える物をそばに置かないということと同等の水準になるのかが理解できないので、それもお聞きしたいと思うんです。

堀切さんについては、願意がどういうことかということでお聞きすればいいと思います。

○委員（森満 晃）今、川添委員からもありましたように、一旦堀切さんを参考人として呼んで願意を聞いて、それから後は委員長の裁量で参考人を招致していただければいいと思います。

○委員長（成川幸太郎）今、陳情者の堀切さんの参考人招致とあるいは原子力規制委員会、九州電力も呼ぶという御意見がありますが、ほかの方はどのように。

○委員（川添公貴）継続した以上はまた審査しなきゃいけないんで、堀切氏をしっかりと願意を聞いて、この1項目ずつ詳しく説明を求めて、それからでいいんじゃないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）じゃ、参考人は堀切時子さんということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）では、本陳情に関しましては、堀切時子さんを参考人に招致したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、招致の日程についてお諮りします。招致の日程については改めて調整したいと思いますが、日程調整については委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、本陳情の審査を一時中止します。

△陳情第10号 使用済み燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設有無について説明を求める要請についての陳情書

○委員長（成川幸太郎）次は、陳情第10号 使用済み燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設有無について説明を求める要請についての陳情書を議題とします。

本陳情については、10月5日の本会議において陳情文書表が配付されておりましたので陳情の朗読は省略いたします。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは陳情審査に入ってまいります。当局から説明事項はありませんので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）使用済燃料の貯蔵状況について、令和5年5月末以降の貯蔵量について示せますかね。5月末において貯蔵容量が3,224体、貯蔵量が2,366体の貯蔵率が73.4%ですが、最新の情報がありましたら教えてください。

○原子力安全室長（宮田高敬）令和5年7月末現在でございますが、貯蔵量が1号機が1,356体、2号機が1,050体、合計で2,406体、貯蔵容量に対しまして74.6%となっております。

○委員（森満 晃）はい、理解しました。この陳情内容に使用済燃料の2026年における貯蔵率が95%に達するとありますが、これについては間違いないでしょうか。

○市民安全部次長（遠矢一星）これは電事連のほうで公表されている核施設の使用済燃料の数値から出ていると思うんですが、この事業者のほうが出しています管理容量というのは、次の1サイクル運転できる157体分を除いた数字を基にパーセントを出しておりますので、そちらでいくという数字になるんだろうと思いますが、我々のほうとしては最後まで運転した場合という形でいくと、全体として157体も含めた3,224の貯蔵容量というのを基本にパーセンテージを出しておりますので、そこは少し違って

くるというふうに考えております。

○委員（森満 晃）それでは、今回もこの陳情の中で、川内原子力発電所における乾式貯蔵についてということで触れられているんですが、当局としまして、事業者より現段階でこの乾式貯蔵について何か報告を受けていますか。

○市民安全部次長（遠矢一星）特に説明、報告は受けていないところです。

○委員（坂口正幸）1点だけ。乾式貯蔵、建屋の移転について今報告は受けていないとおっしゃられたんですが、その前に玄海原子力発電所なんかはリラッキングをして、また乾式貯蔵の工事が云々というのも聞こえてきているんですが、現在、川内原子力発電所の1、2号に関してリラッキングは終わっているんですか。して95%ということなのでしょうか。

○原子力安全室長（宮田高敬）川内原子力発電所につきましては、1号機、2号機ともにリラッキングは終わっております。

○委員（井上勝博）物理的な貯蔵容量というのは、言わばどれだけ使用済核燃料が入るかということによってなっていると思います。先ほど説明されたのでちょっと分からなかったのは、現在の貯蔵容量というのは数字というのは、1炉心分というのは、圧力容器の中に入っている炉心の数157体を除いて、それを貯蔵容量というふうにしてパーセントを出しているという、そういう意味ですか。

○原子力安全室長（宮田高敬）今、井上委員がおっしゃられたのは多分管理容量のことであって、貯蔵容量というのはリラッキングした後の使用済燃料プールの体数だと認識しております。

○委員（井上勝博）そうすると先ほど紹介された74.6%というのは、これは貯蔵容量の中で占める使用済核燃料ですか。

○原子力安全室長（宮田高敬）そうです。

○委員（井上勝博）そうすると、管理容量という概念というのはどういうものなのかを、分かっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○市民安全部次長（遠矢一星）先ほども申し上げましたけども、次の1サイクル分は運転できるという中を取った中で管理していくというのが事業者の中ではあるようですので、そういった形で157体を引いた数字で管理をされていくとい

う形になります。

○委員（井上勝博）157体分を差し引いて、それで運転はできるんですか。管理容量が100%になった場合に157体分をまだ入る余地はあるんだけど、あるから運転はできるんですか。そこを確認させて。

○市民安全部次長（遠矢一星）最終的には貯蔵容量が満杯になるまでの運転は可能だというふうに考えております。

○委員（井上勝博）そうすると、管理容量という考え方というのは必要ないんですかね、これは。どうなんですか。管理容量というのは、じゃどういう意味があるんですか。95%というのはどういう意味があるんですか。運転できるんでしょ、これが100%じゃなくても運転できるんでしょ。

○市民安全部次長（遠矢一星）すいません、あまり詳細な意味、意図は分からないんですけれども、運転を終了したプラントについては、管理容量と貯蔵容量が同じになるというふうにありますので、運転をしていく上で、そういった二つの容量を基に管理をされているんだというふうには考えます。

○委員（井上勝博）そうすると、運転を続けようと思うならば、100%のまま運転をさらに続けるということとはできないんだと。廃炉というのは決まっていって貯蔵容量があるから、その分は収まるから、あと1サイクル分は運転できるけど、その先も運転しようと思うならば、その1炉心分を残しておかなければ駄目だよと。だから事実上100%になったら運転できないということにならないですか。

○市民安全部次長（遠矢一星）先ほど御紹介したのは運転を終了したプラントですから、過去形になります。運転を終了するプラントではないと思いますので、少しニュアンスは違うのかなというふうには感じるところです。

○委員（井上勝博）だから、運転をこれからもうずっと20年運転延長しようとしているわけですよ。そういう今の川内原発について言えば、管理容量が100%になったら運転できないということなんじゃないですかと言っているわけですね。

○市民安全部次長（遠矢一星）すいません、その取扱いについてはまだ詳細に確認できておりませんので、こちらでも問合せはしてみたいと

思います。

○委員（井上勝博）その辺は分かりやすく、分かるようにちょっと準備しておいていただきたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございますか。

○委員（川添公貴）自由討議をお願いします。

○委員長（成川幸太郎）ただいま自由討議の声がありますので、自由討議は論点を明らかにして行うこととなっております。どのような論点で自由討議を行いたいのか具体的にお願いします。

○委員（川添公貴）願意についてと、それから願意に基づく陳情内容についての誤差がというか、ちょっと読みが分からないので、そこを個人的な考えとして議論をしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（成川幸太郎）ただいま川添委員から願意について自由討議を行いたい旨の意見がありました。ついては、願意についてこれから自由討議を行います。

それでは、御意見ををお願いします。

○委員（川添公貴）まず、私の考え方を申し上げたいと思います。願意の部分については、るる先ほどの電線やら、この後の他の委員会に付託された陳情と同じような内容でありまして、「20年延長運転には不安が募るばかりである」、7行目ですかね。それから、ウクライナのザポリージャ原発に対するロシアの攻撃等々も書いてあって、危険性が訴えてあるということが一つ。それから、県民投票にも触れていらっしゃるのも、これは願意ですから構わないんですけど、これらについて、延長問題については慎重なる審議もしくは中止をしたいというような願意になってはいるんですけども、陳情としては、20年使ったときにどうするんですかと書いてあるんですよね。ということは20年使いましょうという理解ができるんで、願意と全くおかしいと私は個人的に思っています。

ですから、20年使うたびに乾式貯蔵施設を造っていきましょか、造るんですかどうですかということの内容になっているんで、じゃ20年延長を容認した前提なのということですよ。なぜ乾式貯蔵施設がいいかというと、福島事故のときにも乾式貯蔵施設で貯蔵したやつは一切被害を受けなかったんです。キャスクに収納したやつが

空冷で行くわけですけども、非常に安全度が高いというのは私も十分理解しております。

その十分理解した乾式貯蔵施設を造っていくんですかということは20年延長しますよねという意味に私はどうしても取れて、結局反対するのであれば乾式貯蔵施設も要らないんですよ、止めるんだから。だから乾式貯蔵施設が必要だと思うのを説明しなさいと言うのであれば、20年を認めますので乾式貯蔵施設についても議論しましょうということになると私は思います。

ですので、どうも何回読んでも理解できなかったんです、ここは。仮に動かなければ増えていけないんで、動けば要るんですよ、乾式貯蔵施設が何回も言うようだけど。だからどうしてもこれは陳情を通して意を得ていない、正確に右か左か上か下かを求めた陳情にどうしても受け取れないんで、どう判断すべきかということは個人としては迷っているところです。

私は繰り返しますけれども、20年延長していただいて乾式貯蔵施設をどうするのかという陳情だろうということで理解したいと思います。

○委員（井上勝博）県民の中には使用済核燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設運営について説明を求めるというふうになっているわけで、そして以下の事項に陳情するというので、そこには管理容量が95%に、あと3年後にはなくなると運転延長した場合には保管場所なくなるわけだから、どうするんだと乾式貯蔵という声もあるけれども、そういう計画が説明されているのかというふうに言っているわけですので、そんなに\_\_\_\_\_をつつくようなこと、延長価値、私は思うんです。

〔発言する者あり〕

○委員（井上勝博）失礼しました。取り消します。\_\_\_\_\_は取り消します。

だからそんなに難しい。そういう意味でよかったですね。そういうことで、聞きたいことは明確であります。だから、果たして九州電力は、例えば玄海原子力発電所は乾式貯蔵を決めました。3年後ということになっていますので、3年間にかかるわけですよ。だからそういう意味では、もう説明がなくてはいけないような時期なのに、そういう説明もされないで、ただ延長運転だけのことがなっていると。だからそういう延長運転ば

っかり言っているけども、果たして使用済核燃料どうするんですかということを聞きたいんだと思います。

この乾式貯蔵は、湿式よりも安全かどうかというのは専門家の議論で言えば、幾らかは安全であるということは私もそういうのは認識しているんですが、ただ問題は、使用済核燃料をずっと置くとなると、使用済核燃料プールが満杯になっても、ずっと薩摩川内市の川内原発の敷地内に置くということになるわけですから、市民にとってみれば、そんな話は聞いてないぞということになるわけですから、そういう意味ではきちっとした九州電力に見解を示させるということは重要なことではないのかと思いますので、ぜひそういう趣旨として捉えたらいいかと思います。

**○委員長（成川幸太郎）** 先ほど井上委員の発言の中で、ちょっと不穏当な言葉があり、これは委員会に諮って決めることになりますので、もう一回皆さんに諮って、いやいや

**○委員（井上勝博）** やり取り。

**○委員（川添公貴）** 乾式貯蔵施設を造る場合は、発電所内のしかるべきところに造ることが大きな前提であって、それから場所を移してしまうと乾式貯蔵施設として、これは中間貯蔵施設に変わっていく可能性があるんですね。私はこの中間貯蔵施設を造るなら、そっちのほうが交付金が相当入ってくるのでいいと思うんですけど、それは別の話で。

敷地内に造るということであって、今、我々が聞いている、玄海原子力発電所に調査に行きましたよね。あの時点で、玄海原子力発電所に調査に行った時点で、考えていない。この薩摩川内市の原子炉について、まだ考えていませんということであって、それ以降、いろんな情報を仕入れますけれども、全然考えていない。今の段階では、乾式貯蔵施設については。

ただ、当初の計画どおり六ヶ所に搬出することが第一目的であって、前提としては、現段階としては六ヶ所に搬出していくのが九電さんの考え方だろうというのは、私が持っている情報です。

ですので、現時点において、この川内原子炉化発電所についての使用済核燃料について、乾式貯蔵施設に移行していこうという考えは私はないと思うんで、そのような話が出てきた段階で改めて

乾式貯蔵施設のキャスクの方法も、いろんなキャスクがあって、どういうキャスクを使うのとか、キャスクを収納する建屋はどうするんですかという聞きたい部分が出てくるわけですが、乾式の場合は。なぜかという水冷ではなくて空冷ですので、設置場所、それから設置本数等々が出てくるので、改めて乾式については議論すべきだろうと思います。

現段階においては、私の持っている範囲ではそういう考えはまだないという情報としては持っているんで、本陳情は今日のところは御遠慮願いたいというような方向性を持ってございます。

**○委員（森満 晃）** 今、川添委員あるいはまた井上委員からもいろいろと話がありましたけれども、この陳情者の願意としまして、この使用済核燃料の容量の限界にどう対応するのかということと、乾式貯蔵施設の建設計画があるのかということで、川添氏からも今いろいろと話がありましたけれども、これについても、この川内では具体的に事業者からは、市民の皆様に今の段階でどうだという話はありませんので、ぜひ、この会に参考人として来ていただいて、実際に今後どうされるのかという方向性も含めて、事業者のほうもお話したいんじゃないかなと思いますので、継続で、まず鳥原さんに願意をお聞きして、しかるべきに参考人を招致したいと考えます。

**○委員長（成川幸太郎）** ただいま本陳情にしまして、鳥原良子氏の参考人招致を求める声がありましたが、本陳情を引き続き審査する取扱いになった場合にお諮りしたいと思いますので、その際に改めて参考人招致の意見を出してくださるようお願いします。

ここで、お諮りします。井上委員から先ほどの発言について、\_\_\_\_\_の部分を取り消したいとの申出がありました。ついては、この発言取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（成川幸太郎）** 異議なしと認めます。よって、井上委員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（成川幸太郎）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、陳情第10号について質疑が終了しました。

それでは、本陳情の取扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）継続をお願いします。

○委員（川添公貴）参考人と呼んで聞きたいというのは十分理解するんですけども、私個人としては、先ほど自由討議の中で申し上げましたように議論すべき段階ではないということで、採決を要求します。

○委員長（成川幸太郎）ただいま、継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について起立によりお諮りします。

それでは、本陳情を継続審査することに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成川幸太郎）起立多数であります。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。委員長において、議長へ継続審査の申出をいたします。

ここで、陳情第10号に係る審査を一時中止します。

次に、本陳情に関して陳情者の鳥原良子氏を参考人招致したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、招致の日程についてお諮りします。招致の日程については改めて調整したいと思いますが、日程調整については委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、本陳情の審査を一時中止します。

それでは、当局はここで退席されて結構です。

---

△閉　　会

○委員長（成川幸太郎）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

## 【卷末資料】

陳情文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                 |           |                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 陳情第 8 号                                         | 受理年月<br>日 | 令和 5 年 9 月 1 4 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 川内原子力発電所 1、2 号機の 40 年超運転を求める陳情                  |           |                  |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 薩摩川内市神田町 3 番 2 5 号<br>薩摩川内市原子力推進期成会<br>会長 橋口 知章 |           |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                 |           |                  |
| <p>九州電力川内原子力発電所は、運転開始以来、南九州のエネルギー供給基地として、長年、九州の経済・産業発展を支えてきた。</p> <p>また、昨今の国のエネルギー政策においては、「国際的な燃料需給の制約が小さく、既に技術的に確立した脱炭素電源として、安全性の確保を大前提とした上で、原子力を最大限活用していく」と示されており、安定性に寄与する重要なベースロード電源とされている。</p> <p>さらには、川内原子力発電所は東日本大震災以降、国の厳正な新規制基準をクリアし、国内で初めて再稼働した発電所であり、これまで大きな事故もなく、事業者において安全運転に努められている。</p> <p>地域においては、川内原子力発電所 1、2 号機は、国の政策に基づく基幹エネルギーの役割のみならず、薩摩川内市の基幹産業として、雇用創出や地域経済の振興に大きな影響と貢献をいただいていたものである。</p> <p>特に商工業、サービス業では、昨今のコロナ禍で落ち込んだ地域経済の回復と発展を願うものであり、発電所の安全対策工事や定期検査による作業員の市内入込み客が、市内宿泊業、料飲業などの経営安定と発展に貢献いただいているのも事実であることから、引き続き、地域との共生及び地域振興に大きく寄与いただけるものと期待しているところである。</p> <p>しかしながら、本市を取り巻く環境は、人口減少問題など少子高齢化や過疎化の進行、中心市街地をはじめとする各地商店街の衰退等により、大変厳しい状況にある。</p> <p>そこに、地域を支える重要産業の一つである九州電力川内原子力発電所 1、2 号機が 40 年に到達し、仮に停止した場合は、定期検査や補修に携わる建設・電気業関係者やその作業員の宿泊を収入の柱とするホテル・旅館・民宿などの宿泊業はもとより、流入人口減少によるサービス業、バス・タクシー業など関連する全ての業種に売上げ減少等の影響が懸念される。</p> <p>したがって、令和 4 年 10 月 12 日、九州電力が申請した川内原子力発電所 1、2 号機の運転期間延長について、原子力規制委員会の審査において認可された後には、安全性の確保を大前提にその期間延長を推進し、地域経済の活性化につながることを切に希望するものであり、下記の事項について賛同されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川内原子力発電所 1、2 号機の運転期間延長申請が認可された場合には、その後の手続を迅速に進め、一日も早く運転期間延長を認めること。</li> </ul> |                                                 |           |                  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                               |       |                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 陳情第 9 号                                       | 受理年月日 | 令和 5 年 9 月 2 6 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 川内原発の安全対策工事の不備についての陳情書                        |       |                  |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 薩摩川内市入来町副田 6 5 2 2 番地<br>さよなら原発いのちの会<br>堀切 時子 |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                               |       |                  |
| <p>岸田総理は「高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格な安全審査を行い、規制基準への適合性が確認できなければ運転は一切認められない」と国会答弁している。</p> <p>ところが、川内原発では、九州電力が申請した新規規制基準に基づく火災防護対象ケーブル（電線管部分）の系統分離工事を行っていなかったことが今年 3 月に明らかになった。</p> <p>この問題が発覚し、不備を指摘された九州電力は原発を停止し、正しい安全対策工事をするのではなく「（申請どおりの工事は）実施完了まで相当の期間を要する」として火災防護審査基準にはない「対象の電線管の周囲に可燃物を配置しない等（＝燃えるものをそばに置かない）の運用を組み合わせた処置」を行う案を示したのである。安全よりも運転停止を避けたい九州電力の姿勢を表している。驚くことに原子力規制委員会は「同等水準の対策」であるとして九州電力の案を受け入れた。</p> <p>そもそも、なぜ九州電力は申請どおりの工事を行っていなかったのか。そして、なぜ使用前検査では分らなかったのか。もし検査で分かっていたら全国初の再稼働はできなかったのではないか。</p> <p>また、九州電力は、同じように申請どおりに工事をしていなかった佐賀県玄海原発について不十分ながら原因を含め資料で説明しているのに、川内原発では行っていないことも重大である。これは 2 0 年運転延長の是非を問う県民投票条例案が県議会に提出されようとしている中で、鹿児島県民を刺激しないよう意識していると疑われても仕方がない。よって九州電力と原子力規制委員会に下記について求めるよう陳情する。</p> |                                               |       |                  |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                               |       |                  |
| <p>1 原子力規制委員会の委員も「問題は（事業者が）やるというてやっていない」と言っている。九州電力が「やるというて」いた工事をなぜ行わなかったのか。九州電力と原子力規制委員会の両者に説明を求めること。</p> <p>2 「対象の電線管の周囲に可燃物を配置しない等の運用を組み合わせた処置」と「火災防護対象ケーブルの系統分離」がどうして「同等水準の対策」になるのかの説明を原子力規制委員会に求めること。</p> <p>3 なぜ使用前検査のときに分らなかったのか原子力規制委員会に説明を求めること。</p> <p>4 3 について九州電力には責任はないのか説明を求めること。</p> <p>5 今すぐ川内原発を止めて当初の申請どおりの工事を行うよう強く求めること。</p> <p>6 原子力安全協定書違反（法令遵守）として市の立入調査を求める。</p> <p>7 他にも設工認申請どおりの工事をしていない箇所がないか総点検するように求めること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                               |       |                  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                 |       |                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 陳情第 1 0 号                                       | 受理年月日 | 令和 5 年 9 月 2 8 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 使用済み燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設有無について説明を求める要請についての陳情書     |       |                  |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 薩摩川内市神田町 1 番 1 0 号<br>川内原発建設反対連絡協議会<br>代表 鳥原 良子 |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                 |       |                  |
| <p>原子力規制委員会（以下、規制委員会と略）は、九州電力から申請された川内原発 1・2 号機の延長運転の審査を終え、早ければ年内に認可する様子との報道である。</p> <p>2 0 1 1 年の福島原発事故により原発の危険性を国民は強く認識し、あつてはならない原発事故が、ふるさとを消滅させることにつながることを福島原発事故後の様子から知った。そのうえ、ロシアのウクライナのザポリージャ原発等への攻撃で、原発は核爆弾を使用しなくても核爆発に至ることを知り、川内原発そのものが核施設であることを強く認識した。原発事故の危険性だけでなく、テロ攻撃の対象に原発になり得る危険性等を考えると、川内原発の 2 0 年延長運転には不安が募るばかりである。</p> <p>鹿児島県は、九州電力の 2 0 年延長運転を前提にした特別点検について、2 0 2 2 年 1 月から 2 0 2 3 年 4 月まで新たに設置した分科会で検証が行われ、傍聴を重ねた経験から言うと専門家の科学的・技術的な意見は延長運転 2 0 年を楽観視するものではなかった。さらに、県作成の規制委員会と九州電力への要望書案に対して県民から 9 9 件ものパブリックコメントが寄せられ、要望書提出の際、9 9 件の意見は添付されたとのことであったが、内容について県知事や関係者と意見交換する機会は全くないままである。</p> <p>県のようなパブリックコメント募集の実態は、ほとんどが 0 件から数件であると県議会での報告であった。そういう中での 9 9 件は、県民の川内原発 2 0 年延長運転に対する関心の高さを知ることができる。9 9 件の意見は、要望書に添付した後、県のホームページに掲載するだけで終わるのでなく、寄せられた大切な意見をもっと行政に生かしてほしいものである。</p> <p>こういう不安を抱える状況の中、当会で不明瞭で納得できない事柄について、原発立地市議会として九州電力に、市民の命と財産を守る立場で聞いてほしい旨の意見が浮上した。</p> <p>よって、市民の切なる要望として以下の事項を陳情する。</p> |                                                 |       |                  |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                 |       |                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業連合会の報告によると、川内原発の使用済み核燃料の管理容量は、2 0 2 6 年に 9 5 % に達するとあり、2 0 年延長運転になった場合、約 2 年で使用済み核燃料の保管場所がなくなり、かつ、六ヶ所再処理工場の使用済燃料貯蔵設備も満杯で受け入れられないことから、必然的に、原発の稼働を止めなければならない。この管理容量の限界にどう対応するのか、また、乾式貯蔵施設の建設計画があるのか、議会として九州電力に丁寧な説明を求め、市民にも速やかに公表すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                 |       |                  |



薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 成川 幸太郎